

○筑波大学スポーツアソシエーション規程

平成23年6月23日
法人規程第34号

改正 平成24年法人規程第26号

令和 3年法人規程第24号

令和 4年法人規程第26号

筑波大学スポーツアソシエーション規程

(趣旨)

第1条 この法人規程は、国立大学法人筑波大学の組織及び運営の基本に関する規則（平成16年法人規則第1号）第35条第1項に規定する特別な組織として設置する筑波大学スポーツアソシエーション（以下「アソシエーション」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 アソシエーションは、次に掲げる事項を目的とする。

- (1) 筑波大学運動部の振興・強化により国内外のトップアスリート・チームを育成するとともに、全学的なスポーツレベルの向上を図り、国内外における「筑波大学」のプレゼンス及びブランド力のさらなる向上に寄与すること。
- (2) 筑波大学のトップスポーツに係る資源を活かし、スポーツに関する諸科学に留まらず、関連する広範な教育研究分野の活性化に寄与すること。
- (3) 筑波大学運動部への活動支援を通じ、学生・教職員のほか広く卒業生・関係者を含む筑波大学としてのアイデンティティの形成に寄与し、一体感を醸成すること。
- (4) 筑波大学のスポーツに関する諸科学及び教育・研究資源を活かし、社会貢献事業を通じて活力ある健全な社会の形成に寄与すること。

(事業)

第3条 アソシエーションは、前条に掲げる目的を達成するため、次の事業を実施する。

- (1) 筑波大学運動部の強化事業
- (2) アスリート・サポート事業
- (3) アスリート・コーチによる教育研究支援及び健康支援事業
- (4) 広報事業
- (5) 社会貢献事業
- (6) その他前条の目的を達成するために必要な事業

(組織)

第4条 アソシエーションに会長を置き、学長をもって充てる。

2 会長は、アソシエーションを統括する。

(運営委員会)

第5条 アソシエーションに運営委員会を置き、アソシエーションの管理運営に関する重要事項

を審議する。

2 運営委員会は、次に掲げる委員で組織する。

- (1) アソシエーションを担当する副学長
- (2) 教育を担当する副学長
- (3) 学生を担当する副学長
- (4) 総務を担当する副学長
- (5) 体育専門学群長
- (6) 体育系長
- (7) 体育センターの長
- (8) 体育系から選出された大学教員 3人
- (9) 体育系以外の系から選出された大学教員 3人
- (10) 学長補佐室の室長
- (11) 広報局から選出された職員 1人
- (12) スチューデントサポートセンターに置かれる学生生活支援室の室長
- (13) 教育推進部長
- (14) 学生部長
- (15) その他会長が指名する者 若干人

3 運営委員会に委員長を置き、前項第1号の委員をもって充てる。

4 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代行する。

(委員の任期)

第6条 前条第2項第8号、第9号、第11号及び第15号の委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

2 前項の委員は、再任されることができる。

(実行委員会)

第7条 アソシエーションにおける事業を推進するため、運営委員会の下に実行委員会を置き、次に掲げる委員で組織する。

- (1) 体育系から選出された大学教員 若干人
- (2) 第9条第2号に規定する事務を担当する部室等から選出された者 各1人
- (3) その他運営委員会の委員長が指名する者 若干人

2 委員の任期は、2年とする。ただし、任期の終期は、委員となる日の属する年度の翌年度の末日とする。

(専門委員)

第8条 実行委員会に、アソシエーションにおける事業の専門的な事項を調査検討させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、当該調査検討に係る事項に関し識見を有する者のうちから、アソシエーションを担当する副学長が指名又は委嘱する。

3 専門委員は、当該調査検討が終了したときは、退任する。

(事務)

第9条 アソシエーションに関する事務は、次のとおりとする。

- (1) 学生部は、アソシエーションにおける各事業の推進に係る統括及び調整を行う。
- (2) アソシエーションにおける各事業の推進については、関連する部室等が担当する。

(雑則)

第10条 この法人規程に定めるもののほか、アソシエーションの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この法人規程は、平成23年6月23日から施行し、平成23年4月1日から適用する。

附 則（平24.3.29法人規程26号）

この法人規程は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（令3.3.18法人規程24号）

この法人規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令4.3.24法人規程26号）

この法人規程は、令和4年4月1日から施行する。